

# 神奈川県生物多样性保全の取組

～かながわ生物多样性計画について～



神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課

# 本県における主な生態系

## 【山地・森林生態系】

山地の森林を主体として、溪流や湧水などの小規模な生態系を要素として構成。



## 【里地・里山生態系】

水田などの農地と周辺の二次林<sup>(※)</sup>を中心に、集落や水路、ため池なども要素として構成。

(※) 二次林 森林が破壊され、自然に再生した森林。



## 【都市生態系】

樹林地や都市公園、農地などの小規模な生態系を要素としてもモザイク状に構成。



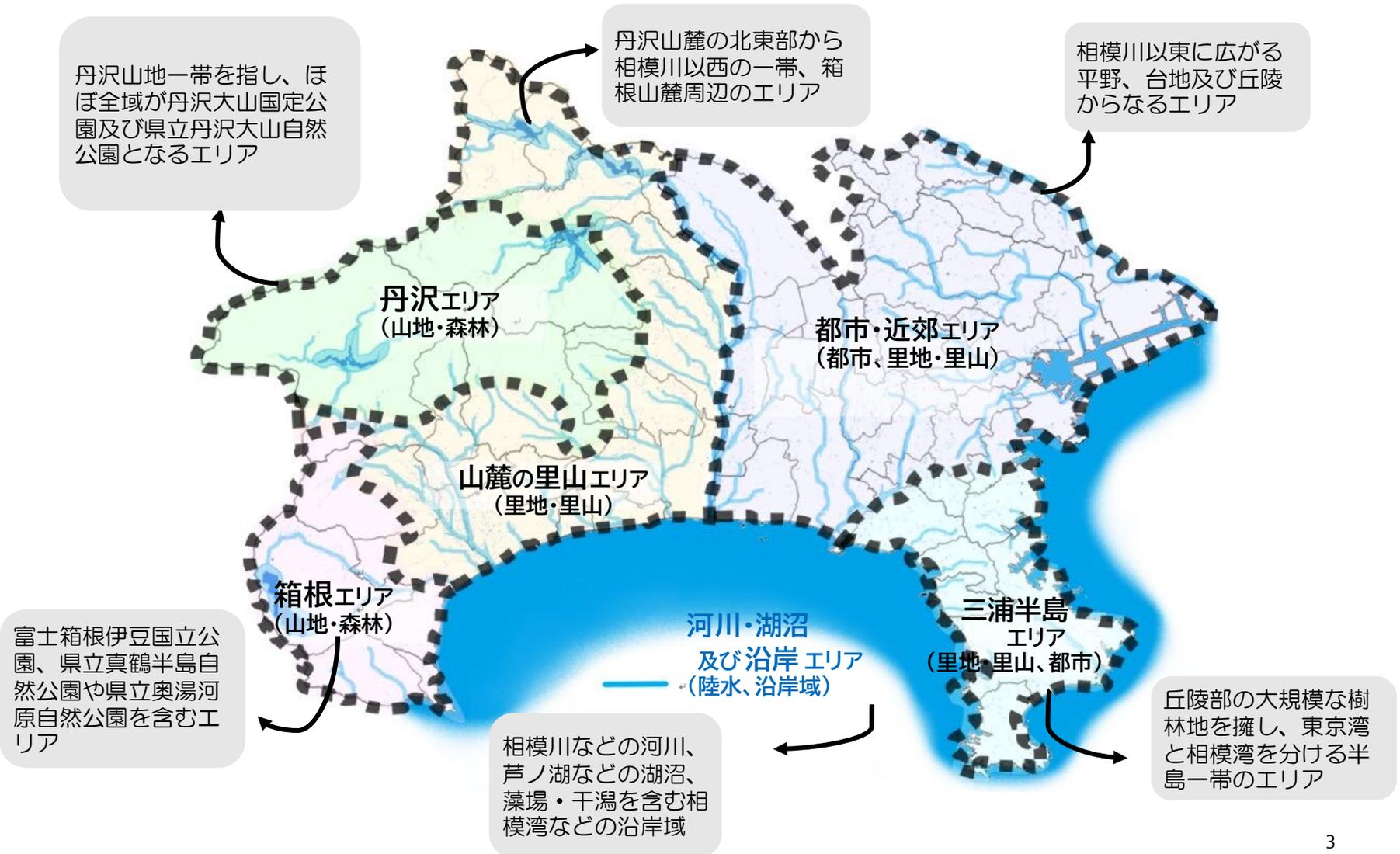
## 【陸水生態系・沿岸域】

河川や湖沼、藻場<sup>(※)</sup>や干潟を含む内湾を中心とした沿岸域を要素として構成。

(※) 藻場 大型海藻と海草類が繁茂する沿岸の浅海域。



# 生態系に着目した県土のエリア区分



# 本県の生物多様性の現状と課題

## ～背景～

- 戦後～高度経済成長期にかけて人口が急増。
- 高度経済成長期以降、農地や森林が減少。

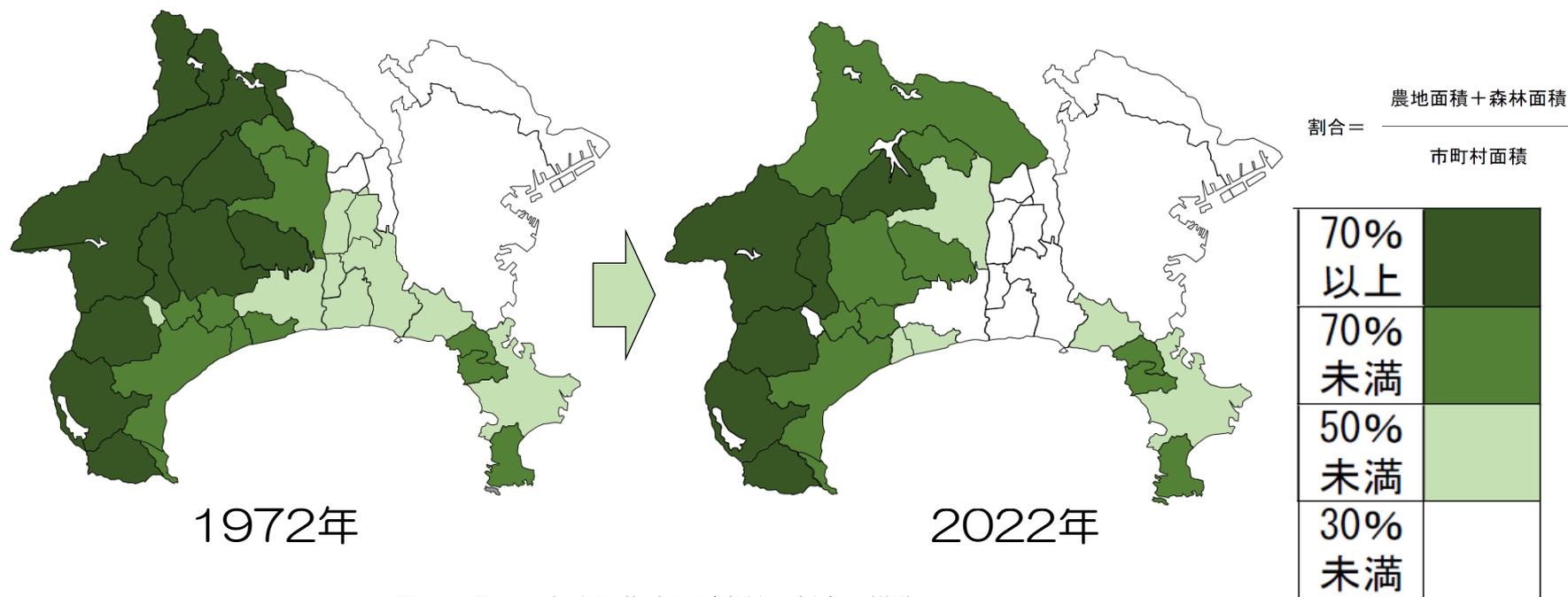


図11 県土に占める農地及び森林の割合の推移  
[令和5年版「かながわ環境白書」]

# ～各エリアの現状と課題～

## 【丹沢エリア】

- ・ブナの立ち枯れやニホンジカの採食による林床植生の衰退等

## 【山麓の里山エリア】

- ・二次林の荒廃や耕作放棄地の増大により、身近な生きものの減少。
- ・農地周辺の藪を隠れ場所にした野生鳥獣による農作物被害。等

## 【都市・近郊エリア】

- ・土地利用による緑地の分断。等

## 【箱根エリア】

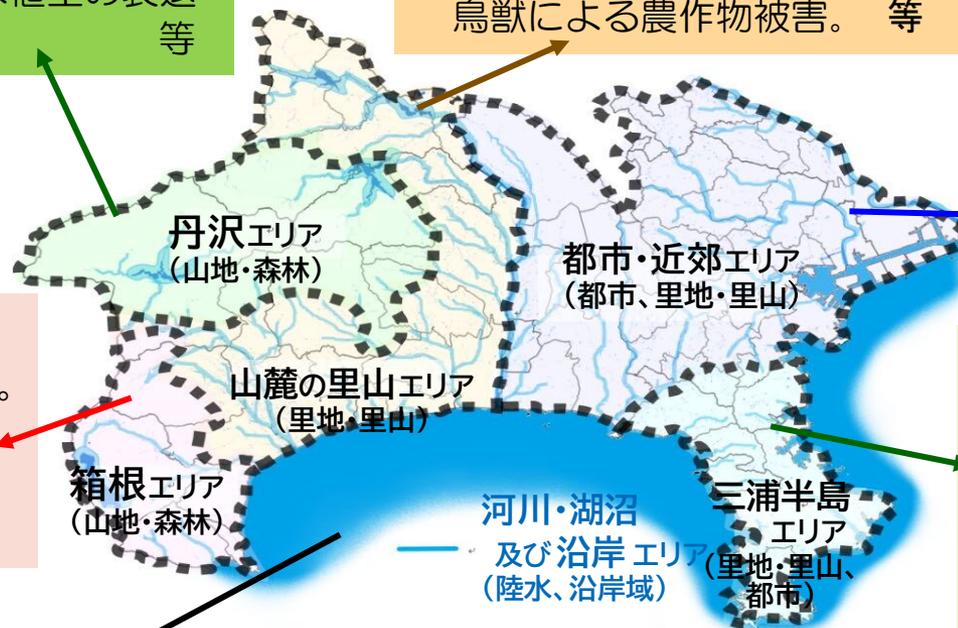
- ・自然公園の適正利用。
- ・ニホンザル被害、ニホンジカによる植生影響。等

## 【三浦半島エリア】

- ・里山に住む生きものの生息・生育環境の悪化。
- ・アライグマ等による在来生物への影響や農作物被害、生活被害。等

## 【河川・湖沼、沿岸エリア】

- ・河川整備等により、瀬や淵の減少、海岸侵食などによる生態系への影響。
- ・沿岸では藻場の消失などによる生きものの生息・生育環境の悪化。等



# かながわ生物多様性計画

生物多様性基本法第13条第1項に基づき、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)として策定。

## ■目標

- ①地域の特性に応じた生物多様性の保全
- ②生物多様性の理解と保全行動の促進

## ■計画期間

2024年4月1日～2031年3月31日

## ■取組の体系

- I 県土のエリアに即した取組
- II 生物多様性の保全に資する広域的な取組
- III 生物多様性の保全のための行動の促進



# I 県土のエリアに即した取組

様々な生きものが生息・生育する本県の多様な生態系を保全するため、エリアごとにその特性に応じた取組を推進

## 丹沢エリア

### ◎自然環境の劣化からの再生

- ・ブナ林等の保全・再生
- ・公益的機能を発揮するための森林整備
- ・ニホンジカの管理
- ・自然公園の適正な利用 など

## 箱根エリア

### ◎箱根山地等の景観と生態系の保全

- ・自然公園の適正な利用
- ・公益的機能を発揮するための森林整備
- ・ニホンジカ・ニホンザルの管理 など

## 山麓の里山エリア

### ◎農業の有する多面的機能の発揮

- ・里地里山の保全等の促進
- ・地域における農地等保全の共同活動への支援
- ・野生鳥獣との棲み分けに向けた対策など

## 都市・近郊エリア

(多摩丘陵・相模野台地)

### ◎都市に残された身近な自然の保全

- ・都市公園の整備や適切な管理運営
- ・多様な主体との連携した緑地の保全
- ・里地里山の保全等の促進
- ・環境保全型農業の推進 など

## 三浦半島エリア

### ◎半島に残された自然の保全

- ・多様な主体との連携した緑地の保全
- ・自然とのふれあいや体験学習の場の提供
- ・環境保全型農業の推進
- ・アライグマ等の防除 など

## 河川・湖沼及び沿岸エリア

### ◎生きものの生息・生育環境の保全

- ・生きものに配慮した川づくり
- ・砂浜の回復・保全
- ・持続可能な水産業の推進 など

例えば

## 丹沢エリア

- ブナ等自然林の保全・再生対策の推進
- 地域特性に応じた森林整備の推進
- ニホンジカの管理
- 自然公園の適正利用の推進



植生保護柵の設置状況

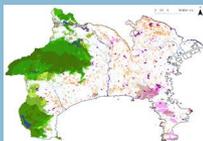


県民協働による登山道の維持補修作業

# Ⅱ 生物多様性の保全に資する 広域的な取組

## 広域的な緑地保全を通じた生態系の 多様性の保全

- ・ 法令に基づく保全区域等の指定、保全
- ・ 都市公園の整備
- ・ 「緑の基本計画」策定時の県・市町村協議 など



## 外来生物の監視と防除

- ・ 外来生物に関する情報発信や普及啓発
- ・ アライグマ、クリハラリス防除計画の推進
- ・ 多様な主体による外来生物の防除の促進 など



## 野生鳥獣との共存を目指した取組

### 野生鳥獣との棲み分け

- ・ 鳥獣の捕獲や追い払い
- ・ 農地等への侵入を防止する防護柵の設置 など

### ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの管理

- ・ 特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整、被害防除対策、生息環境整備 など



## 生物多様性への負荷を軽減する取組

### 環境に配慮した計画的な土地利用

- ・ 条例に基づく適切な開発調整
- ・ 環境影響評価の取組 など

### 農林水産業における環境配慮

- ・ 環境保全型農業の推進
- ・ 水産資源の適切な管理の推進 など



# 陸域で生物多様性が図られている場所

- ・法制度で保護されている地域(保護地域)。
- ・法制度以外の仕組みで保全が図られている地域(OECM)。

表4 県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の内訳

保護地域名 等		現状値
保護地域	自然公園	55,138 ha
	自然環境保全地域	11,236 ha
	鳥獣保護区	43,764 ha (他の保護区と重なっていない部分 9,479 ha)
	近郊緑地特別保全地区	24 852 ha
	特別緑地保全地区	822 ha
	保護林(国有林野事業)	1,306 ha (他の保護区と重なっていない部分 0 ha)
	緑の回廊(国有林野事業)	3,594 ha (他の保護区と重なっていない部分 0 ha)
OECM	自然共生サイト*	—
	トラスト緑地	116 ha
合計		77,643 ha

\*環境省による自然共生サイトの認定は令和5年度開始

保護地域  
以外でも  
生物多様性に  
資する場所は  
ある

# 自然共生サイトとトラスト緑地



※現在、企業所有地など32の自然共生サイトが認定されている。

# Ⅲ 生物多様性の保全のための 行動の促進

- 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信  
生物多様性情報サイトなど

- 多様な主体による取組の促進
  - ・生物多様性への配慮、保全活動情報の収集と活用など
  - ・県民、企業、市町村等による取組への支援など

- 環境学習・教育の推進
  - ・学校における環境学習、教育の推進
  - ・地域における環境学習・教育の推進など



小網代の森 アカテガニ観察会

# ◎多様な主体による取組の促進

## ○企業による取組

- ・企業所有地等を自然共生サイトへの登録。
- ・森林づくり。
- ・市民団体等の保全活動への協力。等 様々な事例がある。

※環境省ホームページ「ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム」で、企業による取組が多数紹介されています。

※県では、団体・企業・市町村が実施する生物多様性保全活動に専門家を派遣しています。



保全活動をしている市民団体活動への協力  
(桜が丘緑地)

# ◎環境学習・教育の推進

## 「エコチル※」を発行する(株)アドバコムとの 「環境教育の推進に関する連携協定」締結

※エコロジーチルドレンの略語で、(株)アドバコムが発行する子ども向け環境情報紙

- ローカル版において、自治体が発信したいテーマを巻頭記事に掲載

- 湘南版(平塚市・大磯町対象)の紙面にて県の環境情報の発信(4月,7・8月,12月号は紙面で各小学校に配布)



# かながわ生物多様性計画 2030年までの目標(KPI)

- ① 地域の特性に応じた生物多様性の保全
- ② 生物多様性の理解と保全行動の促進

表4 県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の内訳

保護地域名 等		現状値
保護地域	自然公園	55,138 ha
	自然環境保全地域	11,236 ha
	鳥獣保護区 (他の保護区と重なっていない部分 9,479 ha)	43,764 ha
	近郊緑地特別保全地区	852 ha
	特別緑地保全地区	822 ha
	保護林(国有林野事業) (他の保護区と重なっていない部分 0 ha)	1,306 ha
	緑の回廊(国有林野事業) (他の保護区と重なっていない部分 0 ha)	3,594 ha
OECM	自然共生サイト*	—
	トラスト緑地	116 ha
合計		77,643 ha

\*環境省による自然共生サイトの認定は令和5年度開始

## ■KPI(目標に対する達成度合いを示す指標)

- ① 県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合  
(保護地域とOECM)



- ② 生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合 (県民ニーズ調査)



# ◎ 生物多様性の保全は一人一人の行動から。

## ※KPIに関する県民ニーズ調査の設問と選択肢。

(問)生物多様性を保全するために日頃から心がけていること、実践していることはありますか？

(選択肢)

- ・生態系に配慮した農畜水産物の購入
- ・生物多様性保全に取り組む企業の製品購入
- ・身近な自然を生物多様性の視点で考える。
- ・生物多様性に関する記事や広告に目を留める。
- ・生物多様性を保全する活動に参加する。
- ・家族や友人と生物多様性の話をする。

## 【参考】

環境DNAのページ（県環境科学センター）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/suigen/edna.html>